

平成30年度第1回沖縄県契約審議会 議事録

- 1 日時：平成30年11月16日（金） 14:00～16:00
- 2 場所：沖縄県庁6階第2特別会議室
- 3 出席委員：大城朝野委員、大城紀夫委員、神谷幸子委員、源河忠雄委員、平敷徹男委員、宮城哲委員、山城勝委員（50音順）
- 4 公開・非公開の別：公開
- 5 議事の概要

○ 事務局（松本労働政策課班長）

それでは、引き続きまして、第1回沖縄県契約審議会を開催いたします。私の方で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに、本日の会議の公開についてご報告申し上げます。本日の会議は、公開としており、報道機関には既にお入りいただいておりますので、ご承知おき下さるようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

[資料を読み上げて確認]

続きまして、本日の本審議会の成立の可否について事務局から報告いたします。

○ 事務局（宮平労働政策課長）

みなさまこんにちは。商工労働部労働政策課の宮平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、本審議会の成立の可否についてご報告いたします。

沖縄県の契約に関する条例施行規則第5条第2項によりまして、審議会の開催は委員の過半数の出席が要件となっております。本日は、親川進委員が、ご都合により出席できない旨の連絡がありましたが、委員8名中7名にご出席いただいておりますので、要件を満たしております。本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

○ 事務局（松本労働政策課班長）

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次は、委員紹介となっております。本日は、沖縄県契約審議会の委員選任後、初めての会議でございますので、委員の皆様から、一言、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、平敷 徹男委員から、反時計回りにお願いしたいと思います。

○ **平敷 徹男 委員**

琉球大学 名誉教授の平敷と申します。大学では、経営関係の科目を担当しておりました。よろしくお願いいたします。

○ **宮城 哲 委員**

みなさんこんにちは。弁護士で、琉球大学法科大学院の教授をしております宮城哲と申します。条例制定の時の懇談会から参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○ **神谷 幸子 委員**

税理士の神谷幸子と申します。事務所の方は首里城のすぐ隣になっております。よろしくお願いいたします。

○ **大城 朝野 委員**

こんにちは。社労士の大城と申します。組織開発を専門に行っております。よろしくお願いいたします。

○ **大城 紀夫 委員**

労働組合連合沖縄の会長をしております大城です。連合はこの十数年間、全国的に条例の制定を求めてきました。一昨年の条例制定の準備段階から、経営者団体と先生方含めて、いろんな議論をさせていただいておりましたので、今年4月から実施されることになり非常に期待感を持っております。よろしくお願いいたします。

○ **山城 勝 委員**

こんにちは。経営者協会の山城でございます。経営者協会は、これまで労使関係の安定、経営人材の育成、政策提言を重点的に行ってきております。今年は創立60周年の節目を迎えております。このような重要な会議参加でき貴重な機会だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **源河 忠雄 委員**

こんにちは。沖縄県建設業協会の源河です。どうぞよろしくお願いいたします。条例制定に向けての検討の当初から関わらせていただいております。建設業の適正な利潤確保のためにどうすればよいのかという議論がここでなされていくのではないかと期待しております。実際に、土木建築部を中心に意見交換もさせていただいております。発注側も受注者側もお互いに知恵を出しながら、適正な利潤の確保のために何ができ

るのかということをしっかり議論できればと思っております。ただ、あまり建設業に偏りすぎず、全体の視点で議論できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○ **事務局（松本労働政策課班長）**

ありがとうございます。ここで事務局を紹介させていただきます。本日は、商工労働部 産業雇用統括監の伊集をはじめ、条例を所管しております労働政策課の他、事務局名簿にあります関係課11課の担当職員が事務局として出席しております。

それでは、事務局を代表しまして、伊集統括監から一言、ごあいさつを申し上げます。

○ **伊集産業雇用統括監**

みなさまこんにちは。産業雇用統括監の伊集です。事務局を代表して、ひとことごあいさつ申し上げます。

先程、謝花副知事の方からコメントもございましたが、本審議会は平成30年4月に施行されました「沖縄県の契約に関する条例」に基づいて設置されております。条例の実効性を担保する「県の取組方針」策定について委員の皆様からご意見をお聞きする貴重な場と考えております。

後ほど、条例の概要や県契約の状況等について説明をさせていただきますが、条例の対象となる契約が非常に幅広うございます。また入札・契約制度も複雑な点もございます。委員の皆様におかれては、専門的な知見や、実務上の経験を踏まえた忌憚のないご意見をいただければ幸いに存じます。本日は、よろしくお願いいたします。

○ **事務局（松本労働政策課班長）**

次に、会長選出に移らせていただきます。規則第4条第2項では、「会長は委員の互選により定める」こととされております。委員の皆様の中で、会長に立候補される方、もしくは、ご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

〔委員の立候補、推薦なし〕

もし、立候補される方、ご推薦いただける方がいらっしゃらないようでしたら、事務局の方から案を提示させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔各委員了承〕

○ 事務局（宮平労働政策課長）

それでは、提案させていただきます。事務局案としては、平敷委員を本審議会の会長に提案したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

○ 事務局（松本労働政策課班長）

委員の皆様にご承認いただきましたので、会長を平敷委員にお願いしたいと存じます。平敷委員、会長席へ、ご移動お願いします。

それでは、平敷会長、これ以降、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○ 平敷 徹男 会長

改めまして、こんにちは。ただいま、本審議会の会長に選出されました平敷です。

名簿を見ると、私が一番この分野に関係が薄いような感じもするのですが、条例制定にも関わったということもあり、会長をやらせていただくことになりました。

今回、この分野で第一線で専門的知見をお持ちの方々に委員として集まっていたので、できるだけ自由にご発言いただいて、先ほど統括監のお話でもあったのですが、忌憚のないご意見をいただきたいという趣旨ですので、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って進めて参ります。まず、議事の2番目にあります、沖縄県契約審議会運営要領（案）について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（宮平労働政策課長）

〔資料1「沖縄県契約審議会運営要領（案）」を説明〕

○ 平敷 徹男 会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあった内容につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

〔委員からのご意見・ご質問なし〕

○ 平敷 徹男 会長

特にご異議がないようでしたら、（案）のとおり決定してよいでしょうか。

〔各委員了承〕

○ 平敷 徹男 会長

それでは、そのように決定したいと思います。

次の議事に移ります。「沖縄県の契約に関する条例の概要」及び「沖縄県契約審議会について」事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（松本労働政策課班長）

〔資料2「沖縄県の契約に関する条例の概要」及び
資料3「沖縄県契約審議会について」を説明〕

○ 平敷 徹男 会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあった内容につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

半数の委員は「公契約条例に関する有識者等懇談会」にご参加いただいております、ある程度認識があるかとは思いますが、今回からの委員もいらっしゃいますので、確認のご質問でも構いませんのでお願いします。

資料6にあります条例の内容を、資料2で細かく説明いただいております。条例第7条にある審議会の役割がありますが、これについても説明いただいております。

○ 源河 忠雄 委員

来年3月に取組方針の策定を目指すということですが、契約の状況は毎年そう変わるものではないですが、例えば、現在、人手不足で賃金が高騰している状況があるなど社会の情勢が変化しています。もともと千葉県野田市で公契約条例が作られた際には、賃金が低いので発注側で賃金を引き上げるという視点であったと思いますが、現状の沖縄の景気動向からすると、逆に賃金が高騰していて、かなりの賃金を出しても人が集まらない状況がある。このような中で、県が事業者にどれくらい歩み寄った形で契約をしていくのかについては、この審議会で検討していくことになるのでしょうか。

取組方針を決めて、そこからどんどん具体的な落とし込みが必要となってくると思います。取組の結果どうだったということが報告され、最終的に取組が修正されていていくと思いますが、その間の動きが見えにくいかなと思います。取組を検討し、対策はこうします、方針はこうです、だけではなくPDCAサイクルを回していくということで、来年度も審議会は動いていくということでのよいのでしょうか。そのところを確認させてください。

○ 事務局（労働政策課）

有識者等懇談会では、賃金下限額を設定する規制型の条例について検討された経過もごございます。その中では、先ほど源河委員からもございましたとおり、県内の状況として、人手不足で賃金が上がってきている中、最低賃金を割っているということを確認できる状況にはないのでは、ということもあり、まずは理念型の条例という形で、労働環境の整備を図るような取組を総合的に進めて行くということと、また、建設業

だけではなく、物品調達や業務委託も含め広く取り組んでいくということが確認され、その結果を条例化したところでございます。

また、取組状況の確認が重要であるとの話がございましたが、いったん取組方針という形でまとめていくと、今度は、その結果を検証し施策をより深めていくといったことが重要になっていくものと考えているところでございます。

平成31年度以降は、今年度設定した取組の状況・結果を審議会で説明し、その見直し等について委員のご意見を伺うということも審議会の重要な役割になると認識しているところでございます。

○ 大城 紀夫 委員

スライド24、25の（賃金等調査の）関係について、これは、昨年度の契約についてのアンケート調査ですよ。条例制定の背景として、競争の激化だったり、収益性の低下だったりあるわけですよ。私たちは、公正な競争によって収益が確保され、そのことによりそこで働いている人たちの賃金や労働条件が守られていくという考え方を持っているんです。公共工事でいうと、国が定めた基準単価というのは1年前の調査なので、物価やいろんなものが高騰する中で、落札率が100%であったとしても、本来は基準単価を下回るわけですよ。調査する場合は、その落札率がどうだったのか、落札することによって自分たちの収益性がきちんと確保できているのか、そして収益性が確保できている状況の中で、賃金や労働条件が守られているのか。いやそうでなくて、ダンピングが激しいものだから、落札はしたけれど収益性が非常に厳しい状況があって、働いている人の賃金や労働条件が低下をしているのかどうかを見ていかないと、収益性の確保はできないと思うんですよ。条例を制定するときの議論では、公正な取引というのは総合評価なんですよ。県内企業であるのか県産品を使っているのか、いろんな総合評価の点数いれますよという議論がされて、入札額（金額）だけではなく総合評価なんだよね、という話をしているわけだから。

（調査は）昨年度の公契約条例ができる前の状況だと、公契約条例の考え方が加味されていない。そうするとそれは賃金だけの問題じゃないですよ。もう1ついくつかの調査をしないと。じゃあそこは直していかないといけないと、いうためのアンケートなんですよ。昨年度までの契約ではこういったアンケートがあって、そこはやっぱり直さないといけないよねと。賃金だけの調査だけではなく、いろんな調査データに基づいて委員が意見を出して、そこを改善すべき、というのを出せる資料を作っていくことが重要だと考えているわけですよ。だから賃金調査をやった同じ企業に調査を入れて、賃金、労働条件、収益性、落札率がどうだったのか含めて、議論する材料を作りたいのですけれど。

○ 平敷 徹男 会長

事務局、コメントございますか。検討事項ですが、どのように対応することになるのでしょうか。

○ 事務局（労働政策課）

条例施行前の状況について、いろんな面から検討していくというところは、我々も重要性があると思っております。今後、部局等と連携しながら、条例施行後と数字の状況が比較できるように検討していきたいと考えているところです。

条例は30年4月からスタートしましたが、各部局においてはダンピング対策等についても以前から取り組んでいることもありますので、それも踏まえたうえで、どのような数字を出せるかという部分を、今後積み上げていきたいと考えているところでございます。

調査では、条例施行前の状況のある程度把握し、その後どう変わったか分かるようにする必要があるので、他県の事例や労働局が毎年行っている最低賃金に関する調査等も参考にしながら、まずどのような調査ができるかと検討したところです。今回は、県の契約に関する業務に携わっている労働者の賃金や社会保険の加入状況等について確認し、今後の改善の取組に繋げていけないか検討していきたいと考えているところです。次年度以降、委員には調査した内容について意見をいただきたいと思っていますのでございます。

○ 大城 紀夫 委員

受託した企業の状況を調べて欲しいです。予算額、予定価格、落札額はいくらで、入札参加は何社で、予定価格から外れたのは何社で、というデータは出せますよね。新たに項目を追加して企業に回答をお願いすることもできるが、県の担当部署でも同じようなデータが出せるわけですね。こういった背景があって、そこをきちんと直していくための方策として、公契約条例を制定するんだという考えを持たないといけないわけでしょう。

○ 事務局（労働政策課）

予定価格や落札率等の状況については、契約によっては、例えば件数が少ない場合など落札率等を明らかにすると、次年度以降の入札に支障が出る可能性もございますので、発注部局と相談しながら検討したいと思っております。宿題としてお預かりさせていただきたいと思っております。

○ 平敷 徹男 会長

大城委員、よろしいでしょうか。それでは、事務局で検討をよろしくお願ひします。他にございませんか。

○ 山城 勝 委員

今の質問と関連しますが、今、実際に調査をされているんですか。スライド24（賃金等調査）の調査票を見たいのですが。労働環境の整備というのもありますので、重要な調査だと思いますが、380件とは書かれています但企業の規模など詳細が分からないので、調査の概要を知りたいのですが。

○ 事務局（伊集産業雇用統括監）

現在、調査中ですので、スケジュールの中でもお示ししておりますが、アンケート調査の結果については第2回の審議会の中で説明させていただきますので、その際に調査項目についてもお示ししたいと思います。

○ 山城 勝 委員

賃金中心で調査されているのでしょうか。

○ 事務局（労働政策課）

スライド番号25の4番目に「調査項目」とございます。主にこの項目について調査しているところでございます。

○ 平敷 徹男 会長

それでは、詳細は次回に示していただくということでお願ひします。

それから大城委員の意見をもう一度確認したいのですが、これは調査に限らず既にある手持ちのデータでも明らかにできるものがあるのではないかとということだと思ひますので、ご検討よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

○ 事務局（労働政策課）

沖縄県の入札・契約制度の概要について後ほど説明させていただきますが、そちらでも落札率等については触れる予定でございます。

○ 平敷 徹男 会長

それでは、時間もございますので議事を進めさせて行きたいと思ひます。後半に全体的な意見交換の時間もありますので、またその際に改めてご質問いただければと思ひます。

次の議題に移りたいと思います。議事の4番目「沖縄県の入札・契約制度の概要について」、こちら事務局の方から説明をよろしくお願いします。

○ 事務局（労働政策課）

〔資料4「沖縄県の入札・契約制度について」を説明〕

○ 平敷 徹男 会長

ありがとうございました。沖縄県から入札・契約制度についてご説明がありましたが、その件につきましてご質問、あるいはご意見ありましたらよろしくお願いたします。

以前の懇談会の中で、県内の発注率等の議論もありましたが、それについてはいかがでしょうか。

○ 各委員

〔質問・意見等はなし〕

○ 平敷 徹男 会長

よろしいでしょうか。それでは「沖縄県の契約に関する取組方針について」ご説明をよろしくお願いします。

○ 事務局（宮平労働政策課長）

〔資料5「沖縄県の契約に関する取組方針について」を説明〕

○ 平敷 徹男 会長

ありがとうございました。取組方針についてご説明いただいたのですが、これについてご意見をいただきたいと思います。この部分が、本審議会の大きな役割だと思います。

○ 宮城 哲 委員

前提の確認ですが、今年4月に条例が施行されていますが、今年度締結された契約については、昨年度までと同じような方針で契約がされているのか、条例が制定されたことによって新たに始まった取組等があるのかどうかを教えてくださいたいです。今回取組方針を作って、来年は取組方針に従った運用がなされるんだろうと思いますが、今年度はどうなのでしょう。

○ 事務局（労働政策課）

条例が4月1日に施行され、庁内への説明会等を実施をし周知を図ってきたところで、考え方というのは徐々に浸透してきているかと思います。条例を踏まえ先取りをしている事例もあるかと思いますが、取組方針を策定して、それに基づく取組

を本格的に進めるのは、次年度の契約からになるかと思っております。一事例ではありますが、条例を所管している労働政策課では、企画コンペの際に条件等の一部見直しをしまして、これまでの資格確認に加えて、社会保険の加入状況、そういったものを追加をしまして、公募を行ったというような事例もございます。

○ 事務局（労働政策課）

今の件を補足いたします。予算と関連するものについては、なかなかすぐ変えるというのは難しいところがございますが、入札参加資格の審査等について、例えば最低賃金法などの労働法規の遵守や、社会保険加入などを審査項目に入れ込んで、それを確認したうえで入札や企画コンペへの参加を認めるというような取り組みを行っております。今年度以降、新たな取組が出てくると思いますが、他県の例を参考にするというのもございますけれども、部局で取り組んでいる先行的な事例を、他部局に広げていくといったことも一つの成果として考えていきたいと思っております。

○ 平敷 徹男 会長

他に何かございますか。前半の方では取組方針の策定に至るまでの背景情報をいろいろと説明いただいております。源河委員からもありましたが、審議会の目的である具体的な取組方針についてのご意見もお聞きしたいと考えております。

第2回審議会では、取組方針の素案が検討されることとなります。その素案に向けてのご意見、反映していただきたい事項などありましたら、よろしく願いいたします。

これまでの懇談会に参加された委員の皆さんは、背景情報をお持ちだと思うのですが、大城委員、神谷委員、何か確認したいこと等ありましたらお話いただけたらと思うのですが。

○ 大城 朝野 委員

社会保険労務士として組織開発の現場に入っていく中で、いい傾向だと思うのは、従業員のことを考え始めているということです。

働き方改革法の残業規制などの関連で経営者とお話する機会が多いのですが、実際に若い方たちの価値観が変わってきているということです。契約に関する取組が、事業者を縛るというよりも事業者を育てるようなものになっていったらいいと思います。

県のワーク・ライフ・バランス企業認証に関わらせていただいた時にも、当初は認証をとることだけが目的だったが現在ではきちんと運用ができている、という事業者と接したり、建設業の現場からも、技術を教えることはこれまでもやってきたけれど、人を育てるということはやってなかったということで、現在それに取り組んでいるということも増えてきていると感じます。ぜひ、事業者を育てる取組にしていけたらなと思います。

○ 神谷 幸子 委員

仕事柄、建築業の入札のやり方も理解しておりますが、最近では民間の方が忙しく公共の方はあまり重視していないとか、入札の指名があれば見積を出すけれども自分の見積が高すぎて落札できないとか、入札が流れたので何回か入札した、といった話を聞きます。今までは、公共工事の方が利益あったけれども、最近では民間の方が利益があるという方向になっているので、急激に高騰している材料費や賃金に対して早く対応するためにもこの審議会があるのかと思っています。材料費の高騰、賃金の急激な高騰への対応へのタイムラグを少しでもなくすような方向で意見を言いたいと思っています。

○ 山城 勝 委員

先ほどアンケート調査の内容について触れましたけれども、今後も毎年または2年に一回やるのだと思いますが、例えば、公平・公正性でタイミングもあると思うんですね。調査は8月から10月に実施と書いていますけれども、最低賃金は10月で改定されます。例えばビル管理などはほとんど労務費ですから、入札する場合10月から変わります。10月に調査するのと7月に調査するのでは結果が若干違ってくるかと思っています。それから来年ですと消費税が10%になるというのもあります。調査をする場合は調査時期等も含めて検討していただければと思います。

○ 平敷 徹男 会長

ありがとうございました。ご意見については事務局の方でどのように素案に反映させるか整理していただきますので、現場の方で懸念されていることなどがあれば自由にお話いただければと思います。

いまのコメントにつきまして、事務局で何かございましたらお願いします。

○ 事務局（労働政策課）

山城委員からございました調査の時期についてですが、調査設計の際にどのタイミングで調査をするかについては議論をいたしました。10月に最低賃金が引き上げられるという関係で、任意の月にしてしまうと、先ほど山城委員からあったように最低賃金の遵守状況が確認しづらくなりますので、10月以降のひと月をとって調査をするという形で実施しているところでございます。

調査はすでに実施しているという状況ではございますが、今年度意見をいただいたうえで、次年度以降の調査へ反映させて行きたいと思っていますところではございます。

○ 宮城 哲 委員

神谷委員の話で気になりましたが、2点質問があります。1点は、今回取組方針が決まりますけれども、これが来年度の予算に反映できるスピード感なのかどうかを確認したいのと、もう1点は、今年度の公共事業では、ちゃんと受注しているのかどうか、予算合わなくて発注ができていない工事などがあるのか、あればどのくらいあるのか教えていただきたいです。

○ 事務局（技術・建設業課）

土木建築部発注工事につきましては、平成26年度から20%台の不調・不落率を出しております。予定価格と実態に乖離が生じているということで、現在は年4回、四半期毎に資材単価の改定もしております。国の積算基準にできるだけ合わせ、また県独自の資材単価調査も年4回実施しているほか、物価調査会が出している物価を採用するなど、実勢価格に近い適正な予定価格を出すよう取り組んでいるところではあります。ただ、現在は建設業がだいぶ好調で、それが公共工事を押しており、どうしても不調・不落の対策が追い付かない状況があります。

ただし、不調で発注できないからといって、工事を止めることはできませんので、どうすれば発注できるか、技術者を中心に検討をいたしまして、すぐに再度の発注をかけております。それでも発注できない工事については、予算の関係もありますので繰越を行って、次年度に発注できるように取り組んでいるところです。

予算に反映できるかということについては、先ほど申しました通り、予算の段階で工事費が決まるわけではなく、発注の際に再度積算しなおして、最新の実勢価格を反映させて適正な予定価格をたてております。

○ 平敷 徹男 会長

ありがとうございました。先ほど神谷委員からも話がありましたが、以前の懇談会でも、民間の方がメリットがあるということで公共から民間に流れているという話もございましたので気になっておりました。他にございませんでしょうか。

○ 大城 紀夫 委員

一昨年からの議論の時にも、最低賃金ではなく、その業界の平均賃金を基礎にしてほしいという話をしておりました。連合ではハローワークのデータを持っていて労使交渉の中で使ってもらっているのですが、今ハローワークでは、最低賃金で人員を募集していないんですよ。最低賃金では人が集まらないです。ハローワークでは、800円後半から900円台の時給単価で募集されているので、県が最低賃金を目安にしてしまうと、いまの労働市場の中で人不足というのは解消されないです。県として、国もそうですけど、行政として政策誘導みたいなことをしないと、実は沖縄の賃金状況も企業の収益性も高まっていかないんですよ。去年も一昨年も予算の話をしましたけど、ビルメンテナンス協会の会長さんに、県の方から予算を作るための見積書を依頼されましたか、と聞いたところ、依頼を受けてませんと。そうすると清掃や警備業務の予算はどんな手立てで組んでいるのかというと、県は最低賃金を基礎にして予算設定をやっているのか、という話ですよ。僕自身も宜野湾市で入札・契約をしたことがあるのですが、予算を前年度のマイナス3%、マイナス5%で作るとなると、とてもじゃないけど事業はできない。委託を出す業種は、公共サービスの一環であるという風に発想しないと、人材確保ができず、そのために入札不調であるということは、公共サービスが遅れる話なんですよ。

もっと言うと、最低賃金で、民間より安い賃金で募集をかけると、民間を受託す

るところに人は流れます。優秀な人材は民間が発注するところに全部行ってしまって、公共を担う受託業者の方に人材が集まらない。予算をつくる段階からそういった発想をしないと、公共サービスは守れないです。

○ 事務局（労働政策課）

予算の積算については、県で全ての業種について平均賃金を把握して積算しているというわけでは必ずしもないのですが、今委員からお話のあった公共工事や清掃・警備業務については、国で労務単価が設定されておりまして、これは毎年度改定されております。県の積算としては最低賃金をベースに積算をしているわけではなくて、あくまでも国から示された最新の労務単価をベースにして予算を積算しており、発注をしているところです。ただ、実際に事業者とその中で働いている労働者の方の労働契約の中での賃金ですね、この部分が一緒かということ、そこは契約自由の原則もございますので、そこまで縛るのは難しいのかなと思いますけれども、今お話のあった積算の段階については、最新の労務単価を用いているということでございます。我々が把握している中では、労務単価の部分については、今の最低賃金よりだいぶ上回っているということもありますので、ある程度カバーできていると考えているところでございます。これはあくまで、県がこうなっているということでございますので、市町村によってはまた違うかもしれませんけれども、県についてはそういうやり方で進めているということでございます。補足がありましたら管財課の方からお願いします。

○ 事務局（管財課）

管財課では、本庁舎、北部・中部合同庁舎、知事公舎の清掃・警備の委託業務と、南部合同庁舎の清掃委託業務を発注しています。委員が言われたように最低賃金で予定価格を作成してはおりません。国土交通省が監修している建築保全業務積算基準と建築保全業務労務単価に基づいて適正に予定価格を算出しております。この積算基準や単価は、全国で一般的に使われているものと認識しております。あわせて最低制限価格についても県の財務規則に基づいて適切に設定しております。前後いたしますが、労務単価については、10月に最低賃金が上昇しますが、この最低賃金の上昇分にも対応した労務単価になっております。具体的に言うと、例えば建築保全業務労務単価の清掃員の労務単価のうち最小となる清掃員Cという単価があるのですが、平成29年度の清掃員Cの単価が1時間あたり1000円なんですけれども、その時の最低賃金は737円となっており、約3割増し、4割増しの労務単価で積算しております。4月時点で、この清掃員Cや、それ以上の単価である清掃員A、Bの労務単価で積算し発注しているので、最低賃金の上昇率というのは3%位だと思っておりますが、それに対応した労務単価になっているものと認識しております。

○ 山城 勝 委員

経営者協会の会員には比較的大きな企業もありますが、会員は315社くらいですが、人手不足もあって、今最低賃金で採用しているところは、会員ではほとんどありま

せん。ほとんど800円から900円、1000円くらいも多いです。

(賃金等)調査に関してですが、工事関連や清掃関連等、やはり小さい企業へ集中すると調査も違ってきます。規模や業種など、ばらつきがあると調査の中身も違ってくると思いますので、そういった部分もご検討いただければと思います。

○ 平敷 徹男 会長

ありがとうございました。これに関しては次回、情報提供があると思いますが、今、何かコメントできますでしょうか。

○ 事務局 (労働政策課)

賃金等調査につきましては、工事、清掃・警備等の委託業務、物品調達も含めて行っているのですが、例えば工事に関しては、全数調査はできないのですが、工事規模別に抽出して、特Aから規模の小さいものまでをそれぞれ抽出する形で、偏りのないように調査しているところです。

○ 源河 忠雄 委員

いろいろお話を聞かせてもらいましたが、要はこの審議会は、何をしようか、どうあるべきなのかというのを本当に掘り下げていかないといけないと思います。建設業だけではなく、基本的に県が発注するもので企業が適正な利潤を確保できれば、当然それが賃金に跳ね返っていくわけです。その積算が正しいのか、それが予算に反映されているのかということが元々の根幹なのでしょう。では、賃金を上げるための措置として、積算をどういうふうに変えるんですかという話は、各部署が横断的にやっているわけですから、積算のあり方がもともと違うわけですが、基本的に何をしようかという落とし込みをやらないと、どうも「うち是这样やってますよ」というので終わってしまうと思います。基本的に発注者の責務というのがあるはずなんです。条例に書いてあるわけです。そういうところをしっかりと押さえて、それから踏み込んでいかないと、なかなか議論がまとまらないという気がしているんですね。建設業で言うと、週休2日でないと働き手が、若者が入ってこない。価値観が変わっていて、土日休みじゃないと勤められないということです。建設業というのは、どうしても雨天に左右されますので工期が伸びたり、台風が来たら止まりますし、そうすると工期設定はされているものの、どうしてもずれていきます。そうすると土日消化しないといけないということがあるんです。これまでそれで調整されてきていますが、今、若い人たちに土日出なさいといっても「いや出ません、僕は建設業で勤められません」と言われます。今は人手不足どころか高齢化もしていますし、そういった背景もあります。工期の平準化、発注の平準化は、今もろもろ取り組んでいただいております。今後は、どれだけスピード感を持っていかないといけないか、ということです。かなり喫緊の課題があるのですが、今の話で行くと、あと3年5年、というようなパターンかなとちょっと危惧しております。もうちょっとスピードを上げてもいいのかなと思います。そのためには、やはり発注者としてどうあるべきか、大城委員からもありましたが、積算をどう考えるか。ど

うしてもタイムラグがあります。労務単価もそうです。10月に調査をやって、来年の4月にしか反映しませんので、そうすると半年のタイムラグがどうしても出ます。物価調査会も同じようなペースだったのですが、今は3か月に1回に短縮してもらいました。当初は年2回の調査を、今は4回の調査ですから。そこを改善してもらいました。半年遅れの価格を積算されたら追いつかないです。そういう意味では発注者側に改善していただいているんです。努力していただいています。さらに労働環境、処遇の改善を求めていくには、そこをスピード感を持ってやらないと、なかなかそこに到達しないというのを感じています。発注者の責務があり、そして我々業界としては業界の責務として、労働条件の改善であったり、賃金・手当であったり、やるべき仕事はあります。これはお互い協力しあって作り上げなければならぬというような重要な問題だと思っています。発注者責務というのは、横断的ではありませんけど、各々の視点、ベクトルを一緒にしていただかないと、解決しないわけですね。そこを是非合わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 宮城 哲 委員

源河委員の意見への補足ですが、先ほどから積算の説明をされていますが、今までの県のやり方が適正でないとは全然思わないですが、それなりに適正だとは思いますが、ただ、全国で6番目の県としてこうやって条例を作ったわけで、条例の目的の一番最初に何が書いてあるかということ、公共サービスの質の確保、これが一番の目的として書いてありますので、是非、事務局には共通の認識を持ってもらいたいのですけれど、今までの通りのやり方が適正でないとはいえないからといって、今まで通りでよいというのではなくて、公共サービスの質の確保がこの予算でちゃんと出来るのか、といった観点を一番重要視して取り組んでもらいたいということをつけ加えておきたいと思います。

○ 平敷 徹男 会長

ありがとうございます。確かに、最初の方に公共サービスの質の確保、そして向上まで入っています。さらにプラスというか、そういうような言い方になっています。

再確認ですが、そろそろ時間で閉めないといけないのですが、資料6が条例です。これが出来上がっていますので、これを具体的に理念を実行するための取組方針、これが資料5としてあります。2回目には取組方針の素案が出てきますので、その素案にどのような点を加味してもらいたいか、といった意見をお願いしているところです。いろいろなご指摘、ご意見をいただいたのですが、これにつきましては、事務局の方に整理をお任せしたいと思います。吸収できる分についてはできるだけ吸収していただいて、素案に反映させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員のみなさまから、素案作成に向けて、是非これだけは追加しておきたいことがございますでしょうか。今日お話できなかったこともいろいろあろうかと思うのですが、事務局の方から個別に委員へ確認したいこと等ありましたら、それぞれの

委員でご対応いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは今日の議事については以上ということで、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○ 事務局（伊集産業雇用統括監）

本日は誠にありがとうございました。多岐にわたるご意見をいただきましたので、しっかりと受け止め整理をしたいと思います。とりわけ、条例の理念を実現するために何をやるべきかというのは、まさに、おっしゃる通りだろうと思います。各部署それぞれ持っている業務・事業が異なりますが、異なる事情の中でどう取り組むかというところを、きちんと次の審議会までに整理をいたしまして、ご提示ができるようにしたいと思っております。委員のみなさまからアンケートの状況・内容についても見たいというのもございましたし、作業の途中の段階も含めてご意見をいただきながら1月までに素案を作るような形にしたいと思います。適宜、連絡をさせていただければと思います。本日は誠にありがとうございました。

○ 事務局（松本労働政策課班長）

それでは、平敷会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。次回の審議会については、先ほど触れましたとおり1月中旬頃予定しております。現在のところ1月16日(水)か、1月18日(金)を予定しております。また後日、委員の皆様には日程の調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして、第1回契約審議会を終了させていただきます。本日はご多忙の中にもかかわらずご出席いただきまして誠にありがとうございました。これにて閉会いたします。

以上